本契約書のひな形をダウンロードいただきありがとうございました。

本契約書はあくまで「たたき台」ですので、本契約書の最後に記載の使用方法・注意事項をご確認ください。

商品販売代理店契約書

　株式会社●●（以下「甲」という）と株式会社●●（以下「乙」という）とは、甲が乙を甲の販売代理店に指定し、乙が甲の別紙記載の商品（以下「本商品」という）を甲の代理人として販売することについて、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

（目的）

第１条　乙は、甲の●●商品を販売するに当たり、甲の販売代理店となることを目的として本契約を締結するものとし、甲は、乙に対し、その商品の販売代理権を付与するものとする。

（販売代理の方法）

第２条　乙は、甲が指定する契約書を使用して、本契約に基づき本商品を顧客へ販売（以下「販売代理」という）する。

２　乙は、前項に定めるほか、販売代理を行うにあたり、甲から販売方法等について指示があった場合には、これを遵守する。

３　乙は、販売代理を行うにあたり、必要に応じ、顧客に対して甲の代理人であることを適宜な方法で明示する。

（通知）

第３条　乙が、販売代理をしようとするときは、あらかじめ、甲に対し、相手方住所、氏名、取引内容等を、通知しなければならない。

　　２　甲は、乙に対し、契約内容について、包括的に指示をすることができる。このときは、乙は、前項の通知をなすことを要しない。

（契約書調印）

第４条　乙が、販売代理をするときは、乙名義をもって、契約書に調印するものとする。

　　２　乙は、甲に対し、前項の契約書調印後直ちに、その契約書を送付するものとし、甲の契約履行に支障のないように務めるものとする。

　　３　前項の手続が遅延し、よって、甲が契約の相手方から損害賠償等の請求を受けたときは、その損害は、全て乙の負担とする。

（販売手数料）

第５条　甲は、乙に対し、販売代理に係る本商品の販売代金の●％相当額を販売手数料として支払う。

　　２　前項の販売手数料は、各月１日から当月末日までに乙が次条の定めに基づき顧客から受領した本商品の販売代金を基準に算出されるものとし、翌月末日までに甲に引き渡される販売代金から控除する形で乙に支払う。

　　３　甲は、乙に対し、前項の販売手数料に加え、乙が販売代理に要した費用を証明して支払を求めてきた場合には、その内容が合理的である限り、速やかにその求めに応じる。なお、当該費用の支払方法は前項と同様の方法による。

　　４　乙は、販売代理に係る売買契約が当該契約の定めに従い解除され、かつ、販売手数料を甲に引き渡した販売代金から控除する形で受領していた場合には、乙は当該契約に係る販売手数料を速やかに甲に返還する。ただし、当該解除が、甲の責めに帰すべき事由による場合には、乙は販売手数料の返還義務を負わない。

（販売代金の取扱い）

第６条　乙は、甲の代理人として、販売代理に係る本商品の販売代金を顧客から受領する。

　　２　乙は、前項により顧客から受領した販売代金を、前条第２項により算出された販売手数料及び前条第３項の費用を控除した上で、翌月末日までに甲が指定する銀行口座に振り込んで支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

　　３　乙は、各月●日までに前月中に受領した販売代金及び前月分の販売手数料及び費用の明細を記載した計算書を甲に交付する。

　　４　甲は、乙に予め通知することにより、本契約上の義務の履行状況について監査または検証する目的で、甲又は甲が指名した代理人によって、乙の通常の営業時間内に、乙の事業所に立ち入り、本商品の販売代理に関する資料等を閲覧し、複製することができる。

（保証金）

第７条　乙は、本契約に基づき、甲に対し負担することがあり得る損害賠償の保証として、金●●円をあらかじめ甲に預託する。

　　２　保証金には金利を付さないものとし、この契約終了時に、甲は、前項の損害金が発生したときは、これを控除して、その残額を乙に返還する。

（販売努力義務）

第８条　乙は、甲の代理店として積極的な営業活動を行い、甲乙協議の上で年間販売目標を定め、乙は当該目標達成のために最善の努力を払う。

（顧客への販売価格）

第９条　甲は、本商品の消費動向、本商品に関する業界の動向等の諸事情を考慮して、本商品の販売価格を設定する。なお、本商品の販売価格を変更する場合、甲は、乙に対し、販売価格の変更の１ヵ月前までに書面により通知しなければならない。

（資料等の提供）

第１０条　甲は、乙が販売代理を行うにあたり、必要となる本商品の見本品、販売資料、パンフレット等を乙に対して無償で提供する。

２　甲は、乙に対し、乙が販売代理を行うにあたっての販売促進費を支払うものとし、その具体的な内容と金額については甲乙協議の上で定める。

（営業地域）

第１１条　乙は、●●県内を責任地域として積極的に販売活動を行う。

（競合品の取扱い）

第１２条　乙は、本契約の有効期間中、自ら及び第三者をして日本国内において本商品と類似又は競合する一切の商品の販売を行ってはならない。

(譲渡禁止)

第１３条　甲及び乙は相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位を他に譲渡し、若しくは承継し、又は本契約に基づく権利義務を他に譲渡し、承継し、若しくは担保にしてはならない。

(秘密保持)

第１４条　甲及び乙は、本契約の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報（以下「秘密情報」という）を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとする。ただし、秘密情報を受領した者は、自己又は関係会社の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、それらの者に対して同様の義務を負わせることを条件に、秘密情報を受領した者の責任において必要最小限の範囲に限って秘密情報をそれらの者に対し開示することができる。また、法令に基づき行政官庁、裁判所から開示を求められた秘密情報についても、必要最小限の範囲で開示することができる。

　　２　前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しない。

⑴　開示を受けた際、既に自己が保有していた情報

⑵　開示を受けた際、既に公知となっている情報

⑶　開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報

⑷　正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

⑸　相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報

３　甲及び乙は、相手方の事前の書面(ファクシミリ及び電子メール等を含む)による承諾がない限り、秘密情報の情報開示日から3年間は、当該秘密情報を秘密に保持し、第三者に開示、提供してはならない。

(契約の解除)

第１５条　甲は、乙が次の各号のいずれか一つに該当したときは、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

⑴　本契約に定める条項に違反し、相手方に対し催告したにもかかわらず７日以内に当該違反が是正されないとき

⑵　監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき

⑶　支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき

⑷　第三者より差押え若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたと　　　き

⑸　破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき

⑹　解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき

⑺　資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき

⑻　その他、前各号に準じる事由が生じたとき

２　前項の場合、乙は、解除によって甲が被った損害の一切を賠償する。

（契約の有効期間）

第１６条　本契約の有効期間は、契約締結日から●年間とする。

２　期間満了日の●ヵ月前までにいずれの当事者からも何らの意思表示なき場合、同じ条件でさらに●年間更新されるものとし、その後も同様とする。

３　本契約の終了にかかわらず、本条、第１４条及び第１８条の規定は、引き続きその効力を有する。ただし、第１４条については同条第３項により秘密保持義務が存続する期間に限る。

（資料等の返還）

第１７条　本契約が終了した場合、乙は甲より引渡しを受けた本商品の見本品、売買契約書、販売資料、パンフレット等を速やかに甲へ返還する。

（管轄裁判所）

第１８条　本契約に関する一切の紛争については、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　本契約の成立を証するため本書２通を作成し、各自記名押印の上、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲

乙

【使用方法・注意事項】

本契約書を「たたき台」として、企業様がこれから締結されようとしている契約書に抜け漏れがないか等ご確認を頂ければと思います。

ただし、本契約書はあくまで「たたき台」です。

それぞれの契約には、適宜、取引相手との間で守ってもらいたい事項、リスクとなる事項等が存在することが一般的です。

直法律事務所では、取引をされる契約書のレビューはもちろんのこと、契約書を使いこなしていただくために契約書の解説も行って納品をいたします。もし、締結される契約書の内容にご不安がありましたら、お気軽に直法律事務所までご連絡をください。

直法律事務所は、会社を良くしていきたいと考える企業様を全力でサポートします。

～顧問サービスのご案内～

直法律事務所の顧問先企業様には、本契約の他にも、法律改正に応じた１００を超える契約書や社内書式を共有し、未然に法律トラブルを防止する体制を敷くように整えていきます。

顧問サービスにご関心がおありの企業様におかれましては、当事務所までお問い合わせを頂ければと思います。